

通学バス利用のしおり

平成30年9月2日



I 通学バス運行の考え方

園児児童生徒の通学は、日本においては徒歩あるいは公共交通機関でなされるのが通常です。

しかし、ドバイでは学校から幼児児童生徒の住居までが遠く、暑熱や交通マナーの悪さにより徒歩通学はほぼ不可能なこと、また公共交通機関も利用しにくい、多くの保護者にとって自家用車などでの送迎も難しい等の事情により、学校運営理事会が通学バスサービスを提供しております。

本来幼児児童生徒の通学は保護者が責任をもつべきであることや、通学バス運行は非営利のサービスであることから、保護者は通学バスの安全・正確・快適な運行に全面的に協力し支援すべき立場にあります。

また、学校運営理事会は通学バス運行に関して不測・不慮の事態が発生した場合にその責めを負うものではないこともご理解ください。

これらをご了解の上、通学バスをご利用くださいますようお願いいたします。

なお、日常の運行実務は学校運営理事会の委託を受け、バス運営委員会が行っています。

II バス利用料金

乗降場所	バス利用料金
Downtown, Old Town, Grand Hyatt, Wafi, Al Ghurair, Swissotel, Hyatt Galleria, 方面 (Aバス、Hバス、R4バス)	一人 AED 800 /月
Marina, Greens, JBR, 方面 (R1バス、R2バス、R3バス)	一人 AED 900 /月

- ・バス料金は授業料の徴収時に一緒に徴収します。
- ・バス料金は月毎の計算となります。
- ・受験のためにG9生徒が一時帰国する場合で、月の一日もバスを利用しない場合は、バス料金を徴収しません。

III 通学バス運行規則

- (1) 通学バス運行の範囲および経路、乗降場所（以降バス停と言う）は、バス利用者数、乗車定員、居住場所、運行台数、乗車時間、交通法規や交通事情を勘案した上で、学校運営理事会傘下のバス運営委員会が決定します。

- (2) バス利用を開始するには「通学バス利用申込書」を学校へ提出してください。バス運営委員会で、概ね一週間程度で利用の可否を検討・判断し申込者に通知します。転居による場合も同じです。
- (3) バス運行表（曜日毎にどのバスがどのバス停にいつ停車するかを記した時刻表）は各始業式やクラブや部活開始の前日までに全保護者へ全校配信メールでお知らせします。
- (4) 登校時のバスへの乗車、下校時の降車の際は、安全上の観点から必ず保護者もしくはそれに代わる者と保護者が認める者（保護者の友人、家事補助者等）が見送りとお迎えを行ってください。※RTAの規則に準じています。（5）も同じです。
- (5) 登校時の乗車時刻に利用児童生徒が遅刻した場合、バスは待たずに発車します。保護者が学校まで送ってください。
また、降車時に保護者もしくはそれに代わる者と保護者が認める者のお迎えが無い場合は、G4以下の児童の場合は学校に連れ帰ります。学校までお迎えに来て下さい。
乗車・降車いずれの場合も5分程度の余裕をもってバス停までお出でください。
- (6) 乗車するバスは登下校時ともに同じバスを原則としますが、効率的な運行の為に登下校でバスが異なることがあります。
- (7) バスの運行においては、バス運行表通りの時刻で運行に努力しますが、道路事情によってそうならないこともあります。
- (8) 通学バスの乗車定員（ドライバーと添乗員を除く）は以下の通りです。
 - ・定員 47 名が 1 台、定員 33 名が 2 台、定員 23 名が 2 台、定員 21 名が 1 台
- (9) 車両の故障等で、運行できないバスが発生した場合、バス係を通じて、あるいは全校配信メール等で連絡します。
- (10) バス運行の妨げにならない範囲で下校バスやバス停の変更ができます。
 - ・クラブ活動、部活動、語学特別授業、各種検定受験等に参加するために放課後学校に残る場合。またはそれらに参加する兄弟姉妹を待つ場合。

・習い事・稽古事、また個人事由。

<バス変更をするときの順守事項>

- ・運行表の「行き先」に記載されているバス停にのみ、他のバス停利用者も降車が可能です。
- ・運行表の「行き先」に記載されていないバス停でも、通常自分が利用しているバス停なら、降車時刻の違うバス便に変更することが可能です。
- ・空き席状況のお問い合わせはお受けできません。
- ・電話・メール・連絡帳等ではお受けできません。（「バス変更届」のみでお願いします。）

<バス変更届について>

- ・バス変更のミスを防ぐため「バス変更届」で当日朝までにご提出ください。
- ・バス変更届は正確にもれなくご記入ください。特に期日と曜日をご確認ください。
- ・一斉下校時（下校が不便しかない場合）にバス利用変更する場合は、2日前（10日なら8日まで）にお届けください。過定員になった場合は1日前に届をお返しします。（申込者全員不可）。
- ・バスを利用せずに保護者等と一緒に下校する場合も、バス利用変更届を提出してください。
- ・兄弟姉妹はそれぞれ別の用紙でお届けください。
- ・必ず保護者をご記入ください。保護者以外の記入は受け付けません。
- ・スポーツクラブ、部活、語学特別授業に申し込んだ場合は「バス変更届」は不要です。欠席する場合のみ提出してください。

- ・学校の事情により、保護者の了解のうえ下校バスを変更する場合があります。この場合バス変更届は不要です。
- ・バス利用変更届が提出された後は、原則、再変更はできません。

- (11) 病気やその他の理由・都合で登校時にバスを利用しない時（欠席・遅刻）は、乗車時刻までにバス乗務員（バス内固定電話）に電話連絡するか、乗車場所にてバス乗務員へお伝えください。なお、複数の世帯が入居されている住宅においては、責任者にもバスを利用しない事を伝えてください。一時帰国や旅行などで長期間バスを利用しない場合も、バス乗務員に事前にお知らせください。
- (12) 下校バスの発車が 10 分以上遅れる場合は、学校から各バス係さんに連絡いたします。
- (13) バス添乗員は乗降時、バスから降りバスの周辺の安全確認を行います。またバス乗車中は安全を第一にし、シートベルトの適切な着用を確認したり、走行中は立たないような指導をしたりします。
- (14) 園児の乗車

年少児と年中児は、バス利用開始から 3 週間を最長として保護者の添乗が必要です。この期間内でバス運営委員会が問題なくバス利用ができると判断した場合、この後は一人でのバス乗車が可能となります。しかし問題あると判断した場合はその後のバス利用はできません。また、保護者の責任において適切なブースターの準備が必要です。

園児の下校バスやバス停の変更はできません。

IV 幼児児童生徒への指導事項

- ① 集合時間を守る。（5 分前）
- ② バスの前や後ろを横切らない。
- ③ バスが完全に止まるまで、乗ったり降りたりしない。
- ④ 右左を確認し、バスと歩道のなるべく短い距離で乗ったり降りたりする。
- ⑤ 乗降はなるべく下級生を先にする。
- ⑥ 乗車・降車時にドライバー、添乗員に挨拶する。
- ⑦ シートベルトを付ける。
- ⑧ 大声を出したり、近くの人とふざけたり、席を立ったりしない。
- ⑨ 読書（まんがを含む）したり音楽（ヘッドホン使用）を聴いたりするのはよい。
- ⑩ 飲食をしない。（水分補給は可）
- ⑪ 緊急時の判断、指示はドライバーや添乗員、最上級生に従う。

V その他

緊急時連絡先

学 校	0 4 - 3 4 4 - 9 1 1 9
教 頭	0 5 0 - 4 5 9 - 2 9 1 8
サマン	0 5 0 - 4 5 0 - 9 6 5 8

バス運行にかかわりまして、お気づきの点やご意見・ご要望がありましたら、バス運営委員会や各バス係にお知らせください。

2017年度バス運営委員会

学校運営理事会：小林峰久 バス運営担当副理事長
P T A : 畑中明子 P T Aバス委員
学 校 : 白木一郎 教頭
バス事務 : 比嘉明子
幼稚園 : 前島ゆかり
幼稚園保護者 : 手嶋綾子 幼稚園バス委員

連絡先 教頭 djs1980@djs-ae.com 050-459-2918
バス事務 bus_djs@yahoo.co.jp